

国立市議会議員 ◆ 一人会派《こぶしの木》

# 上村和子市議会レポート

## こぶしの木 No.45

発行：上村和子事務所 〒186-0002 東京都国立市東3-11-12 ハロ一国立103 tel & fax : 042-580-2780  
e-mail : kobusinoki.uemura@nifty.com ホームページ : http://homepage2.nifty.com/uemura\_kazuko/

上村和子と市政を語る会

8月22日(日)午前10時〜12時

くにたち福祉会館小会議室

◆ 九月議会に向けて皆様の声を活かします。

### 六月議会

### 旧甲州街道、歩道拡幅の陳情

### 全会一致で採択のはずが

### なんと、「趣旨採択」の結論!

六月議会は、非常に後味の悪い議会でした。全会一致採択と信じていた「旧甲州街道の2車線化を早期に実現し、歩道を拡幅し、車イスや自転車安全に通行できるように東京都や国に求める陳情」が、ナント「趣旨採択」にされたのです。さらには「朝鮮学校に通う子ども達への教育保障に関する陳情」も「趣旨採択」とされました。

甲州街道の歩道拡幅については、2年前(2008年6月議会)にも同様の内容で陳情が出されており、その陳情は全会一致で採択されています。

その採択を受け、市長や議長が都に要請に行きました。しかし都は動かず、「車の通行量が現状の1日3万台から2万台になったら検討する」との回答を続けています。

この間、市議会では、公明党の小口議員、自民党の石井議員、民主党の丸井議員、私が連続して積極的に質問しています。昨年には車イスの実感調査をしようがいしやの方々との協力を得て行い、それをきっかけに「噂の東京マガジン」で全国放映されたりもしました。

また、都議会では興津都議(民主党)が何度も質問してくれています。

それでも、やっぱり動きがみえない事により、市民の方々による今回の再度の陳情となったのです。

今回の陳情には、南部に9つある自治会の内、6つの自治会の会長が

陳情提出者に名前を連ねています。陳情の署名集めには、小口議員、石井議員も協力していました。

このような経過があり、本陳情は今回も間違いなく全会一致で採択されると信じていました。

にもかかわらず、公明党(4名)、自民党(4名)、明政会(2名)、民主党(2名)、池田議員、井上議員の14名が趣旨採択に回り、採択(私を含め9名)を上回りました。

### 趣旨採択は

### 「不採択」に近い

「趣旨採択」は、気持ちにはわかるが陳情に沿ってのアクションはしないということ、事実上は不採択と同様の扱いです。

陳情を議会が趣旨採択にしてしまうと、市長に動かなくて良いとの暗黙の了解をしたと同じです。

案の定、関口市長は、「今後どのようなアクションを起こすのか」と質問したところ、「今回の議会の結果を

踏まえて」との答えでした。考えるに、今回の陳情は、前回の陳情を更に具体的に、2車線化するた

### 「趣旨採択」

### 「趣旨採択」

「朝鮮学校に通う子ども達への教育保障に関する陳情」も、1票の違いで「趣旨採択」とされました。

国立市は現在、朝鮮学校に通う子ども達(10名)に毎月4000円の補助を行っています。この陳情は、その増額を求めるとともに、国や都に対し、公費助成制度の創設等を求める意見書を提出してほしいという

めの前段としてまずは社会実験をしてほしいとの内容を含んでいます。「趣旨採択」に転じた議員は、陳情の内容を具体化させるのがイヤだったのでしょうか。私の力不足もあつたのではないかという気持ちもありますが、陳情を提出された市民の気持ちを思うとうたたまれません。

ものです。

これらの助成や制度は、本来ならば、戦後責任としても日本政府が保障すべきものと私は考えます。

日本政府の支援体制の不備については、この6月15日に国連子どもの権利委員会からは正勧告が出たばかりです。にもかかわらず、朝鮮学校は高校無償化の対象から除外されたりしています。

この陳情が「趣旨採択」とされたことに無念さがこみ上げてきます。

◆日時 9月18日(土)午後1時半(開場1時)

◆場所 くにたち公民館(予定)

◆講師 平形千恵子さん(歴史教育者協

議会)

◆元 私立高

校教員。千葉県に

おける関東大震災

と朝鮮人犠牲者追

悼・調査実行委員

会事務局担当。い

◆主催・連絡先 加害者としての戦

争を語る会(580-2780)

### 戦争前夜の加害

### 関東大震災における朝鮮人・中国人虐殺

立「世界史として

の関東大震災「アジア・国家・民衆」所収論文(日本経済評論社、2004年)

◆主催・連絡先 加害者としての戦争を語る会(580-2780)

六月議会では、以下4点について一般質問を行いました。

- ①まちづくり問題
- ②環境問題
- ③福祉問題
- ④教育問題

### ① まちづくり問題

## 農業者もハッピー、市民もハッピーな農業政策を

市が計画している活き活き都市農業推進事業は、貴重な都市農地を保全するための東京都の補助事業です。今年度にプランを策定し、2014年度までの5カ年で1億円(内7500万円は都補助)かけて、ハケや用水等の整備をする予定です。

5月18日に開かれた第1回懇談会には参加者から切実で貴重な意見がたくさん出されました。

●我が子に農業を継いで欲しいとは現状では言えない

●農業収入は、その手間と地価と税金の大きさを考えるととても割にあわない

●都市農地の環境と景観の維持への貢献を考えると、農地はもはや公共財産である

●相続税などの負担軽減こそ検討すべきではないか

●地権者ではない市民の中に、農地を守るために共に働く覚悟がある市民がいる事を知って欲しい、など。担い手がなく、使われていない不耕作地の実態調査を市が行い、農業

### 六月議会 一般質問

をしたい市民に、指導も含め、貸すなど、これらの声を着実に反映でき、実効性のある事業にしてみたいと意見しました。

### ② 環境問題

## 電磁波問題への今後の市の対応について

昨年4月に市が要綱を改正し、住民説明会等の範囲を「電磁波の影響の及ぶ範囲」から「基地局の高さの2倍の範囲」に後退させた事により、この1年間で従前の4倍の割合で基地局が建設されている事がわかりました。今後が増える見込みです。

# 市民の声は、ピンチをチャンスに変える

## 農地保全事業・電磁波問題・地域福祉問題・教育委員長選任問題

こうした状況は国立に限った事ではなく、あちこちの市も同様で各地で反対の住民運動が起きています。地域における、何らかのガイドラインが必要となっています。

関口市長は、富士見台二丁目に建設予定の基地局への住民運動の声を受けとめたのか、「電磁波による健康被害への不安が住民にある事がわかったので、再度、要綱を見直したい」と前向きな回答を初めてしました。

しかし、担当部長は、「携帯基地局からの電磁波は問題なしとする国の方針が公表された事で要綱を改正した。また国が方針を変更する事があ

れば、その時見直す」という国まかせの回答でした。

市長の政治判断を優先させて、市の対応を一本化するよう求めました。部長答弁は「今議会が終わってから、市長の意向を確かめ、話しあう」との事で微妙でした。

市は要綱を後退させた責任を自覚して、次のことをすべきです。

- 市民の声を聞く場を設ける
  - 電磁波問題の勉強会を開く
  - 環境基本計画の課題に入れる
  - 富士見台三丁目の件は住民サイドにたつての調整に入る
- 関口市長にリーダーシップの発揮を強く求めました。

### ③ 福祉問題(1)

## しょうがいや疾病を持ったホームレスの方々に対する支援体制づくりについて

この間、私が取り組んできたことに派遣村の活動の中で見えてきた、ピンチは実はチャンスなのだという質問です。

私は、この間のくにたち派遣村の活動の中で、高齢者やしょうがいしゃのホームレスをつくらない事を目的にすえた福祉施策づくりこそが究極のセーフティネットではない



7月4日、「上村和子・三期目をふり返る会」を開きました。34名の方々に参加していただきました。私は、「議員になってから、保守の市長は経験がないが、革新市長でもブレる時はブレる。そのブレる市長に対峙していきたい」と今後の決意を述べました。会場の皆さんからは、くにたち派遣村/しょうがい者問題/保育問題/教員問題/電磁波問題/農業活動/駅舎問題/違法建築問題/部落問題/朝鮮学校問題……等々と、今の私たちを取り巻く様々な問題が報告されました。

かと思え、一般質問に取り上げました。ホームレス支援実施要領では、一番目に巡回相談支援事業が書いてあります。

しかし、国の基準では一人当たり80世帯であるのに、現実には120世帯を超えて担当している多忙なケースワーカーが、夜間も含め、きめ細かに巡回しながら生活保護にまでつながらざる相談支援をするのは事実上困難です。

一方、くにたち派遣村はこの間、代表を中心に路上で声をかけ、市役所へ同行し、部屋探し、身元引き受け人等、アフターフォローを行って来ました。また、介護支援を必要とする方には、公的介護サービスと連携し、20人ほどの支援ボランティアが交代で入っています。市内不動産屋さんの親身な対応、教会や福祉事

### ③ 福祉問題(2)

## 国立市の貧困の実態調査の必要性について

3月議会会で、20〜64歳の市民の27%が生活保護対象以下の所得であることがわかりました。また、国の調べでは、生活保護対

### 6月議会主要議案の議決結果と上村和子の賛否

番号	件名	議決結果	上村賛否
第41号議案	国立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決	○
第44号議案	社会福祉法人の設置する保育所に対する助成に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決	○
第45号議案	国立市立保育園設置条例の一部を改正する条例案	原案可決	○
第46号議案	平成22年度国立市一般会計補正予算(第1号)案 →下段	修正可決	修正に○
第47号議案	国立市立北保育園の指定管理者の指定期間の変更について	原案可決	○
議員提出第6号議案	国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例案	原案可決	○
陳情第14号	会派別の表決を「市議会だより」に表示することを求める陳情	採択	採択
陳情第15号	朝鮮学校及び外国人学校に通う子ども達への教育保障に関する陳情 →1ページ	趣旨採択	採択
陳情第16号	甲州街道(都道256号線)2車線化にする再整備の早期実現についての陳情 →1ページ	趣旨採択	採択
陳情第17号	更生保護法人八興社に関する陳情 →4ページ	継続審査	継続

答申を活かしたとの市の保育計画ができましたが、驚くべき歪曲がな

### 3 福祉問題③ 保育審議会答申を具体的に このように生かすのか

象となる低所得世帯の7割が生活保護を受給していないという結果も出ています。  
そこで、市での「生活保護の対象であり、受給の意志があるにもかかわらず、受給できていない」世帯の実態把握を求めて質問しました。市長は「窓口での相談で対応しているから」と、調査の意向を全く示しませんでした。

### 4 教育問題 教育委員長選任について

3月31日に開かれた第1回臨時教育委員会で、4名の教育委員の中から教育委員長が選ばれましたが、そ

されていることが判明しました。答申が認めていない定員の弾力化など、あたかも答申の反映のように書いていることは問題です。  
保育審議会の委員を務めた公立及び私立保育園の保護者から、答申に反する保育計画の撤回を求める意見書も提出されています。  
速やかな見直しを求めました。

の選出に大きな問題があると考え質問しました。  
従来の互選方式で教育委員長を選出しましたが、挙手により2対2となり、事務局の是松教育次長の「可否同数の場合は委員長職務代理者が最終決定していただくことになる」との発言により、職務代理者が自らを委員長とする事を決定したのでした。  
この最終決定のやり方が重大問題であると考え質問しました。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第12条に、教育委員長の選任、及び任期(任期は1年)、権限(委員長は教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する)について記されています。次に、第13条3項に、会議の議決は出席委員の過半数で決め、可否同数の場合は委員長が決するとあります。  
つまり、委員長の選任と会議の議決は全く別の条項で決められているのです。  
今回の問題は、法律12条に基づく教育委員長の選任に際し、13条の議決への教育委員長権限を適用したものです。法の逸脱ではないかと指摘し、検証を求めました。  
他市では教育委員長の選任に関する規則を作っている所も多く、同数の場合は、再投票、あるいはくじと議会同様の公正さを貫いています。  
選任において、候補者にもなり得る者がその立場の特権から結果的に2票もつという事は、公正さ・公平さが求められる選任にあつてはならないと考えます。  
本来なら、審議の始めに、可否同

数の場合はくじで決めるなど決め方を委員会で確認すべきでした。  
それをせず、明らかに職務代理に有利となる方法を事務局が提案した事は、12条を逸脱しています。事の

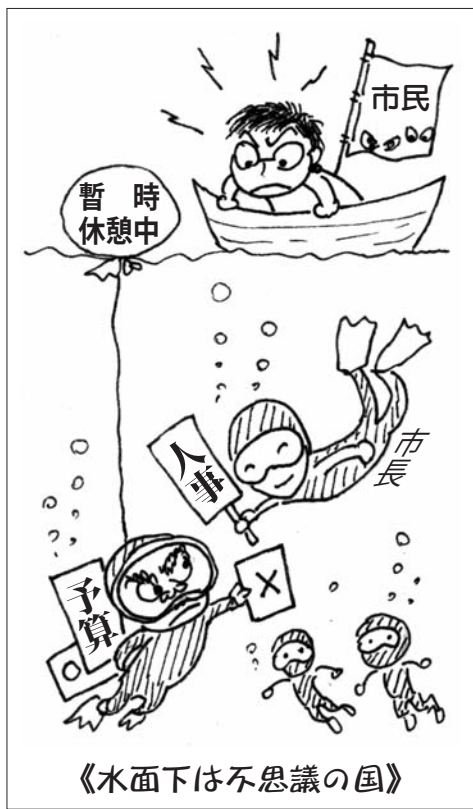
### 水面下で迷走する 教育長と副市長人事

今議会直前に市長は、「副市長に〇〇さんの承諾をもらったから、提案します」と言っていました。それを議会の誰からダメと言われたのか、議会が始まって提案しませんでした。  
出すと言つて出さないのは、12月議会における教育長人事と同じです。  
関口市長、そろそろ、水面下のやりとりで多数派と政治取引するのはやめたらどうですか。  
議会で否決されてもかまわないぐらゐの覚悟で、市長は提案権をきちんとして行使してもらいたいと考えます。議論は表すべきです。

### NPO「構想日本」への 「事業仕分け」委託 費158万円を否決

「構想日本」はいろいろな自治体の事業仕分けを受託しています。  
その力を借りて、市が抽出した最大12事業を、11月20日、無作為で選んだ30人の市民に仕分けしてもらい、その結果を来年度予算に反映させるこのことです。  
そもそも12事業をどうやって抽出するのか。まるで裁判員制度のように選ばれた市民がたった一日で判定できるのか。その全てが「構想日本」のコーデイネートで進むなんて、コワイ事ではないでしょうか。  
結局、この項を除いた修正案が可決されました。

重大さを認識してもらいたいと質問しましたが、教育次長はピンときていない様子でした。継続して質問を続けようと思います。





# 地域とともに 生きていこう

## 八興社建て替え問題

### 陳情は継続審議に

会を開き、情報公開を行うこと、②事業の拡張について合意形成がなされるまで、建て替えは延期すること、③保護対象者を増やすのであれば移転を求める、というものです。

更生保護施設とは、刑期を終えた人や仮出所の人などのうち、頼ることのできる人がいなくて行き先のない人などを一定期間受け入れて、円滑な社会復帰を助けるための施設です。国（保護観察所）からの委託などで保護を必要としている人を受け入れ、宿泊場所や食事などを提供するとともに、更生を果たすための必要な指導や援助を行います。

八興社は、1942年から68年間、市内東2丁目で更生保護法人として施設を運営してきました。入所した経験のある人の話を聞きますと、八

### 八興社に関する陳情に対する意見書

(抜粋)

八興社に関する今般の陳情には、心をいためているところであります。近隣への配慮や適正な施設運営については、私どもも求めるところは同様であります。しかしながら、68年間この地で更生保護活動に取組み、多くの刑余者の社会復帰に貢献した八興社の業績は高く評価すべきで、その事業の発展、充実は否定されるべきではないと考えます。

犯罪や非行をした人々は、自らの責任といえ様々な偏見にさらされますが、社会の一員として迎え入れて更生させることが再犯を防ぎ安心、安全な社会の実現に繋がるものと考えます。それらの人々を排除することのない多様性を持った地域社会の実現にご理解をお願いいたします。

北多摩西保護司会国立分区長  
北西更生保護女性会国立分区長

興社は全国におよそ100箇所ある更生保護施設の中でも、処遇が良い施設として評判が高く、入所希望者の多い施設だということです。

今回の計画は、その建物（3階建）が老朽化したため2階建てに建て替え、あわせて2〜3人の相部屋だったのを個室に、また30名だった定員を35名に増員するというものです。

今回の陳情提出の報を受け、東京保護観察所立川支部からは、更生保護施設は、①刑務所から出所した人たちの円滑な社会復帰のために不可欠な施設であること、②出所者の高齢化などにより、施設の収容能力の拡大が国全体の課題となっていること、③施設運営体制の強化や近隣への配慮について、今まで以上に十分に指導監督していくこと、などを記載して周辺住民の理解を求める文書が提出されました。

また、国立の保護司からも、市議会議長あてに文書が提出されました【左上参照】。

議会はこの陳情を全会一致で継続審査としました。

### 私の考え

陳情の趣旨説明として陳情者の方からいただいた文書の中に「文教地区の真中にこのようなものがあるのは許容できないとの声が多数あがった」とありました。「このようなもの」の言葉にはどのような意味が込められているのでしょうか。私はこの部分に強いひっかかりを持ちました。文教地区はいまだに浄化運動と共に存在しているのだとすると、それは排除に他ならず、見過ごせない

6月6日、市立第7小裏にある家庭福祉員（市の委託を受け自宅を利用して保育している人）さん宅を視察しました。

今議会に3人目となる家庭福祉員の補正予算が出ているため、現場を見て、話を聞いてから審議する必要があると考え、他の福祉保険委員にも声をかけ、視察を企画した訳です。

私の呼びかけに、委員長の石井さん、副委員長の藤田さんが賛同してくれ、3人で何う事ができました。

当日は、もう一人の家庭福祉員の方と、今回、議会に予算が提出され、新たに家庭福祉員になる予定の方も集まってくれました。

伺った家庭福祉員さん宅は、自宅を家庭保育室として設計しただけあって、耐震性、安全性、使いやすさなど、配慮が行き届いていました。

### 家庭福祉員さんを訪問しました

ただ、家庭福祉員さんにとつては現行の制度は不備が多く、以下、レジメまで用意されて訴えられました。

▼開設準備金40万円は最初からは使えず、二期工事が必要となり、無駄が多いこと。また、40万円では到底足らず、100万円以上かかる。必要な予算は出してもらいたい。▼市役所は、2年間一度も見にこない。月一でもチェックに来て良いのでは。もちろん議員も今までに来た事はない。▼緊急時に市役所とのパイプがない。せめて市役所の担当者の携帯番号でもあれば。▼補助員の時間増が必要（特に公園に遊びに行く時は複数必要）。▼杉並は、調理員を昼2時間配置できる。▼職業等々……です。

このお話しを受けて、福祉保険委員会で発言しました。

国立は文教都市であるだけでなく福祉都市でもあります。重度のしょうがいしゃが地域で自立して暮らす割合は日本一です。

そんなまちの中の、新たな司法のかたちとして福祉的居場所の側面も併せ持つ八興社が、地域に開かれて存在できるならば、弱者を包みこむ地域社会がほんものの形で実現するのだと考えます。

その実践を子ども達に見せてこそ、文教地区と言えるのではないのでしょうか。